

公布された条例のあらまし

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 36 号）

- 1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則が改正されたことに伴い、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の申請に対する審査に係る手数料を徴収しないこととした。（別表第 1 関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県核燃料税条例（条例第 37 号）

- 1 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(7)までに定めるところによることとした。（第 2 条関係）
 - (1) 発電用原子炉 原子力基本法第 3 条第 4 号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
 - (2) 核燃料 原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質（以下「核燃料物質」という。）で、発電用原子炉に燃料として使用することができる形状又は組成のものをいう。
 - (3) 使用済核燃料 発電用原子炉に燃料として使用した核燃料物質で、その取得価額及び減価償却累計額を電気事業会計規則第 24 条に規定する核燃料勘定から除去したものをいう。
 - (4) 発電用原子炉施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設をいう。
 - (5) 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
 - (6) 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。
 - (7) 核燃料物質重量割 使用済核燃料の重量を課税標準として課する核燃料税をいう。
- 2 核燃料税は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額によって、発電用原子炉の設置者に課することとした。（第 4 条関係）
 - (1) 発電用原子炉への核燃料の挿入 価額割額
 - (2) 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 出力割額
 - (3) 発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵 核燃料物質重量割額
- 3 核燃料税の課税期間は、次に掲げる各期間をそれぞれ一の課税期間とすることとした。（第 5 条関係）
 - (1) 4 月 1 日から 6 月 30 日まで
 - (2) 7 月 1 日から 9 月 30 日まで
 - (3) 10 月 1 日から 12 月 31 日まで
 - (4) 1 月 1 日から 3 月 31 日まで
- 4 3 にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、(1)から(6)までに定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなすこととした。（第 5 条関係）
 - (1) 3 の(1)から(4)までに規定する各期間の中途（当該期間の初日及び末日を含む。以下同じ。）において、原子炉等規制法第 43 条の 3

- の 34 第 3 項において準用する原子炉等規制法第 12 条の 6 第 8 項に規定する確認（以下「確認」という。）を受けた場合（(4)又は(6)の場合を除く。） 確認を受けた日の属する 3 に規定する期間の初日から当該確認を受けた日の属する月の末日まで
- (2) 3 の(1)から(4)までに規定する各期間の中途において、原子炉等規制法に規定する使用前検査及び電気事業法に規定する使用前検査のいずれにも合格することとなった場合（(5)又は(6)の場合を除く。） 原子炉等規制法に規定する使用前検査に合格した日又は電気事業法に規定する使用前検査に合格した日のいずれか遅い日（以下「使用前検査合格日」という。）から当該使用前検査合格日の属する 3 に規定する期間の末日まで
- (3) 3 の(1)から(4)までに規定する各期間の中途において、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 34 第 2 項に規定する廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）の認可を受けた場合（(4)から(6)までの場合を除く。） 廃止措置計画の認可を受けた日の属する 3 に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から 3 に規定する期間の末日まで
- (4) 3 の(1)から(4)までに規定する各期間の中途において、廃止措置計画の認可を受け、かつ、当該期間内に確認を受けた場合（(6)の場合を除く。） 廃止措置計画の認可を受けた日の属する 3 に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から確認を受けた日の属する月の末日まで
- (5) 3 の(1)から(4)までに規定する各期間の中途において、原子炉等規制法に規定する使用前検査及び電気事業法に規定する使用前検査のいずれにも合格することとなった場合で、かつ、当該期間内に廃止措置計画の認可を受けた場合（(6)の場合を除く。） 使用前検査合格日から廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から 3 に規定する期間の末日まで
- (6) 3 の(1)から(4)までに規定する各期間の中途において、原子炉等規制法に規定する使用前検査及び電気事業法に規定する使用前検査のいずれにも合格することとなり、かつ、当該期間内に廃止措置計画の認可及び確認を受けた場合 使用前検査合格日から廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から確認を受けた日の属する月の末日まで
- 5 核燃料税の課税標準は、次に掲げる核燃料税の区分に応じ、(1)から(3)までに定めるものとするものとした。（第 6 条関係）
- (1) 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料（発電用原子炉への挿入について既に核燃料税が課され、又は課されるべきであった核燃料を除く。）の価額
- (2) 出力割 課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力（4 の(1)、(4)又は(6)の場合にあっては、確認を受けた日の前日における発電用原子炉の熱出力）
- (3) 核燃料物質重量割 4 月 1 日現在において発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済核燃料のうち、核燃料として最後に使用した日の翌日から起算して 5 年を経過したものに係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
- 6 核燃料税の税率は、次に掲げる核燃料税の区分に応じ、(1)から(3)までに定めるものとするものとした。（第 7 条関係）
- (1) 価額割 100 分の 8.5

- (2) 出力割 一の課税期間ごとに 1,000 キロワットにつき、46,000 円（廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月以降にあっては、23,000 円）
- (3) 核燃料物質重量割 1 キログラムにつき、500 円
- 7 核燃料税の徴収については、申告納付の方法によることとした。（第 8 条関係）
- 8 価額割の納期限は、発電用原子炉に核燃料を挿入した場合には、当該核燃料を挿入した日から起算して 2 月（発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合は、3 月）を経過する日の属する月の末日までとし、出力割の納期限は、課税期間の末日の翌日から起算して 2 月以内とし、核燃料物質重量割の納期限は、5 月末日までとすることとした。（第 9 条関係）
- 9 その他所要の事項を定めることとした。
- 10 この条例は、総務大臣の同意を得た日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日から起算して 5 年を経過した日にその効力を失うこととした。
- 11 所要の経過措置を設けることとした。
- 佐賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例の一部を改正する条例（条例第 38 号）
- 1 佐賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金の名称を改めることとした。（題名及び第 1 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例（条例第 39 号）
- 1 この条例は、障害を理由とする差別の解消を進めるための基本理念を定め、県民の役割を明らかにすることなどにより、障害を理由とする差別の解消を進め、もって障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県の実現に貢献することを目的とすることとした。（第 1 条関係）
- 2 障害を理由とする差別の解消についての基本理念を定めることとした。（第 3 条関係）
- 3 県民、地域コミュニティ及び事業者の役割について定めることとした。（第 4 条～第 6 条関係）
- 4 障害のある人からの意思の表明とその対応について定めることとした。（第 7 条関係）
- 5 この条例における配慮や支援は、それぞれの場合に応じ、適正で合理的なものとして行われなければならないこととした。（第 8 条関係）
- 6 県の責務を定めることとした。（第 9 条関係）
- 7 県は、障害のある人やその家族、福祉サービスを提供する事業所などの関係者からの相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとした。（第 10 条関係）
- 8 佐賀県障害者月間を設けることとした。（第 11 条関係）
- 9 県と市町との連携について定めることとした。（第 12 条関係）
- 10 県は、障害を理由とする差別の解消に関する取組を進めるため、必要な財政上の措置を講ずるものとした。（第 13 条関係）
- 11 この条例は、公布の日から施行することとした。

12 この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとした。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 建築基準法が改正されたことに伴い、接道義務の要件を満たさない道に接する敷地と道路との関係に係る建築の認定に係る手数料の額を定めることとした。（別表関係）
- 2 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可に係る手数料の額を定めることとした。（別表関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。